

事 業 報 告 書

(自 令和 2 年 8 月 1 日 至 令和 3 年 7 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 京愛会
①□財團 ■社団 (□出資持分なし ■出資持分あり)
②□社会医療法人 □特定医療法人 □出資額限度法人
■その他
③□基金制度採用 ■基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市中区鴨江二丁目 56 番 5 号
- (3) 設立認可年月日 平成 9 年 12 月 5 日
- (4) 設立登記年月日 平成 9 年 12 月 15 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所
診療所	たく整形外科医院	静岡県浜松市中区鴨江二丁目 56 番 5 号

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 2 年 9 月 30 日 令和 1 年度決算の決定
令和 2 年 12 月 15 日 診療所及び本法人事務所移転の決定
令和 3 年 7 月 31 日 令和 3 年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人社団 京愛会
所在地 静岡県浜松市中区鴨江二丁目56番5号

財産目録
(令和3年7月31日現在)

1 資産額	578,687 千円
2 負債額	78,035 千円
3 純資産額	500,651 千円

(内訳)	(単位:千円)
区分	金額
A 流動資産	243,003
B 固定資産	335,683
C 資産合計 (A+B)	578,687
D 負債合計	78,035
E 純資産 (C-D)	500,651

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 京愛会
所在地 静岡県浜松市中区鴨江二丁目56番5号

貸 借 対 照 表
(令和3年7月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	243,003	I 流動負債	18,313
II 固定資産	335,683	II 固定負債	59,722
1有形固定資産	270,115	負債合計	78,035
2無形固定資産	10,423	純資産の部	
3その他の資産	55,145	科目	金額
		I 出資金	5,000
		II 積立金	495,651
		純資産合計	500,651
資産合計	578,687	負債・純資産合計	578,687

法人名 医療法人社団 京愛会
所在地 静岡県浜松市中区鴨江二丁目56番5号

損 益 計 算 書
(自 令和2年8月1日 至 令和3年7月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	195,169
2 事 業 費 用	190,707
本來業務事業利益	4,461
事 業 利 益	4,461
II 事 業 外 収 益	28,156
經 常 利 益	32,618
稅 引 前 当 期 純 利 益	32,618
法 人 稅 等	8,795
当 期 純 利 益	23,822

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 京愛会

理事長 林 卓司 殿

私は、医療法人社団 京愛会の令和 2 会計年度（令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下とおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 3 年 9 月 30 日

医療法人社団 京愛会

監事 柳本 康城

